



平成 20 年 5 月 22 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一
 (コード番号 4723 東証第一部)
問合せ先 経営企画本部 IR部長 前田 智之
 (TEL . 03-3405-9262)

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社からの
当社臨時株主総会における再質問に対する回答について

当社は、当社筆頭株主である、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社(以下、「UT社」といいます。)より、平成 20 年 5 月 23 日に開催が予定されている当社臨時株主総会に当社が会社提案議案として上程する第 1 号議案(定款一部変更の件)及び第 2 号議案(第三者割当てによる募集株式発行の件)の賛否を判断するためとして、「グッドウィル・グループ株式会社 臨時株主総会に対する再質問書」を昨日 5 月 21 日付にて受領致しました。

これに対し、当社は別紙のとおり当該質問に対する回答をいたしましたので、お知らせします。

明日の当社臨時株主総会において、財務リストラクチャリングの実現に関する議案が否決された場合、現在の当社の財務状況や金融機関の当社に対する取引姿勢を鑑みると、当社のキャッシュフローや株価に重大な影響があることが想定されます。当社は、これまで、当社の筆頭株主である UT 社を含む株主の皆様に対して、今回上程する各議案の重要性、及びそれらの議案が可決されることが当社の株主価値の向上に資するという点を繰り返し説明して参りましたが、今後も引き続き、一般株主の皆様利益のためにも、賛成議決権行使をお願いしていきます。

以上

別紙

ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼 CEO 若山陽一殿

グッドウィル・グループ株式会社
代表取締役社長 堀井慎一

再質問事項に対する回答書

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 5 月 21 日付で貴社より受領致しました「グッドウィル・グループ株式会社臨時株主総会に対する再質問書」について、下記の通りご回答申し上げます。

平成 20 年 5 月 23 日に開催予定の当社臨時株主総会において、当社が会社提案議案として上程する第 1 号議案及び第 2 号議案を含む、今回の財務リストラクチャリングのパッケージ（以下、「本件財務リストラクチャリング」といいます。）について、当該議案が否決された場合には当社の財務状況や株価に重大な影響があることを十分ご認識いただき、貴社が議決権行使に適正な判断を行う上で、当社の回答がまだ不十分とお考えになる場合や、さらに追加で質問等がある場合には、貴社代表取締役である若山陽一社長におかれましては、是非、当社臨時株主総会にご本人自らがご臨席頂いた上で、直接ご質問頂き、ご納得の上、議決権を行使賜れば幸いです。

敬具

記

ご質問
1 Promontoria からの債務免除の可能性に対する回答について (1) (前略) 今回の財務リストラクチャリングにおける財務安定性がもたらす企業価値向上の金額と、既存株主の大幅な希薄化による不利益との比較について、より具体的、合理的、かつ定量的な説明をして頂きたいと存じます。

(ご回答)

本件財務リストラクチャリングは、(i)平成 20 年 3 月末が借入期限であった 753 億円の短期借入金を含む 795 億円の借入金について、借入期間 5 年間への長期化を行い、元本返済条件を当初 2 年間は毎月 5 億円、その後、段階的に 10 億円までとし、残額を借入期限の一括返済とすること、(ii)45 億円の普通株式の発行による第三者割当増資、(iii)155 億円の A 種優先株式の発行による債権の資本転換、の 3 点より構成されており、不可分のものがございます。

平成 20 年 5 月 21 日付回答書でもご説明させて頂いたとおり、当社は、平成 20 年 3 月末時点で約 271 億円の現預金残高しか有しておらず、平成 20 年 3 月末が借入期限であった 753 億円については、債務不履行に陥る危機に直面しておりました。そのような状況下で、仮に本件財務リストラクチャリングが行われなかったと仮定した場合、当社は、クロスデフォルト条項により他の金融機関からの借入金の期限の利益も喪失していたおそれがあり、最悪の場合には、当社の株主価値は 0 円になっていたとさえ想定されます。したがって、本件財務リストラクチャリングが当社企業価値及び株主価値の向上に寄与した金額は、当社の時価総額である約 395 億円(平成 20 年 5 月 22 日時点)と考えられます。

上記の次第でありますので、A 種優先株式の発行により、潜在株式の増加による普通株式の希薄化が起きますが、株主価値の視点で考えた場合、議決権の希薄化はあるものの、発行時点での経済的な希薄化は生じていない、あるいは生じたとしても十分吸収することができると考えております。

本件財務リストラクチャリングにより株主の皆様が生ずる負担については、当社の企業価値・株主価値の向上を果たすことにより、回復を図る所存であり、当社事業の建て直しに向かい、全役職員一丸となって一層邁進してまいります。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

ご質問
1 Promontoria からの債務免除の可能性に対する回答について

(2) (前略) 折口雅博氏及び同氏の資産管理会社である有限会社折口総研が、何らかの債務免除を受けているか否か、調査されるご予定があるのかどうか、また、ない場合はその理由についてご説明いただきたく存じます。

(ご回答)

平成 20 年 5 月 21 日付回答書でもご説明させて頂いたとおり、当社は、折口雅博氏ら旧経営陣に、社会的責任を超えて、違法行為を行ったなどの法的責任まではないと判断しております。したがって、折口雅博氏及び有限会社折口総研に対する資産調査(同氏らに対する損害賠償請求が可能であるとの前提で行われるものと理解されます。)を行う予定はありません。

なお、折口雅博氏及び有限会社折口総研は、現時点において何らかの債務免除を受けている事実はないと聞いております。

ご質問

2 役員の責任負担による債務圧縮の可能性に対する回答について

(1) (前略) 現状折口雅博氏に支払っているアドバイザー料及び、今後の処遇についてのお考えをご説明いただきたく存じます。

(ご回答)

折口雅博氏を始めとする旧経営陣の責任に対する会社の認識は回答のとおりでございますが、同氏の知見が当社海外事業の拡大にとって有効であると判断し、アドバイザー就任を要請したもので、アドバイザー報酬は社会通例上認められる範囲内であり、契約期間は一年間です。

なお、折口雅博氏は、あくまでもアドバイザーとして海外子会社に助言を提供するにすぎず、当社グループの経営に関与するものではございませんので、同氏をアドバイザーとして起用することと同氏に対して経営責任を負担させるということは、矛盾するものではないと考えております。

ご質問

2 役員の責任負担による債務圧縮の可能性に対する回答について

(2) (前略) 貴社と Promontoria との交渉において、折口雅博氏は関与されていますでしょうか。関与されている場合は、具体的にどのように関与されたかをご説明いただきたく存じます。

(ご回答)

当社は、Promontoria との交渉にあたり、当社常務執行役員兼 CFO (当時) であった伊佐治 岳生をヘッドとするプロジェクトチームを組成し、外部のフィナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーとともに対応を行いました。同プロジェクトチームは、適宜交渉の進捗状況を取締役に報告しておりましたので、折口雅博氏も、取締役の一員としてかかる報告を受ける立場にはおりました。しかし、同氏は、その当時すでに代表権を返上し、本件に係る業務執行を行う権限がなかったため、プロジェクトチームに対して何らかの指揮・命令等を行うことはありませんでした。

また、その当時の当社の取締役会は、5名のうち3名が社外取締役により構成されており、社外取締役を中心にガバナンスを図っていくことが決定されていたため、Promontoria との契約締結に関する当社取締役会における意思決定において、折口雅博氏の意向が反映される状況にもありませんでした。

ご質問
3 自己資金の活用による債務圧縮の可能性に対する回答について 329億円の債務弁済はどの金融機関に対して弁済されたものなのかについて、ご説明頂きたく存じます。また、なぜ、そのような大規模な債務圧縮を行った上に DES が必要であるかをご説明頂きたく存じます。

(ご回答)

弁済を行った金融機関名に関しては、守秘義務の観点から回答を控えさせていただきます。

また、大規模な債務圧縮を行った上にさらに DES を行う必要性についてですが、平成 20 年 5 月 21 日付回答書でも説明しておりますとおり、本件財務リストラクチャリングは、(i)平成 20 年 3 月末が借入期限であった 753 億円の短期借入金を含む 795 億円の借入金について、借入期間 5 年間への長期化を行い、元本返済条件を当初 2 年間は毎月 5 億円、その後、段階的に 10 億円までとし、残額を借入期限の一括返済とすること、(ii)45 億円の普通株式の発行による第三者割当増資、(iii)155 億円の A 種優先株式の発行による債権の資本転換、の 3 点より構成されており、不可分のものがございます。換言すると、(iii)の DES が実施されない場合には、(i)の借入条件の緩和も実施されないこととなっております。したがって、当社は、当社の財務的危機を解決するために必須である(i)の借入条件の緩和を実現するために、今般、A 種優先株式の発行による債権の資本転換を行うものであります。さらに、DES の実行は、当社借入金額の圧縮を達成するのみならず、自助努力のみによる債務圧縮では達成することができない自己資本の拡充

による財務基盤の安定化にも直接寄与するものであり、当社にとって必要不可欠な施策であると判断しました。

なお、当社が大規模な債務圧縮を行った理由としては、昨年末から本年始めにかけて取引金融機関からの新規借入や既存借入の借換えが困難となり、手許現預金を取り崩して、元本約定返済あるいは財務制限条項に抵触した借入金の強制期限前返済を続けていたことによるものであることを申し添えます。

さらに、繰り返しになりますが、本件財務リストラクチャリングの確実なる遂行は、当社の取引金融機関も注視するところであり、これが実施できない場合には、当社のキャッシュフローが悪化することに加え、金融機関の当社に対する見方がより慎重になり、当社株価の大幅な下落をまねくおそれがあります。かかる観点からいっても、本件財務リストラクチャリングが当社の株主価値の維持・向上の観点からは必須であるという点について、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご質問

4 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

(1) 貴社は、「本件財務リストラクチャリングの実施に先立って、第三者機関であるアイ・アール・ビー株式会社より当社株主資本価値に関する評価報告書を取得しており、総合評価として下限値 4,139 円、上限値 13,020 円、中央値/平均値として 8,253 円との評価を受けており、本評価の妥当性については、早稲田大学大学院商学研究科の花堂靖仁教授及び西山茂教授より意見書を頂いております。」とされております。これら評価報告書及び意見書についてご開示をお願いします。

(ご回答)

評価報告書及び意見書は、当社にご来訪していただければ、社内にて閲覧していただくことは可能です。なお、これら評価報告書及び意見書は、社内検討用資料として作成されたものであり、一般に開示をすることを目的とした資料ではございませんので、写しの交付は差し控えざるを得ない点をご了承下さい。

ご質問

4 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

(2) 貴社は、「平成 20 年 3 月 11 日の前日から 2 ヶ月間遡った期間の平均値を参考とし、これに対して 8.3%のディスカウント率を掛けた今回の普通株式の発行価額 9,000 円について、妥当であるとの判断を致しました。更に、当社は発行価額 9,000 円での普通株式発行が有

利発行に該当しない旨の法律意見書も受領しており」と回答しました。この法律意見書についてご開示頂けますでしょうか。

(ご回答)

法律意見書は、当社にご来訪していただければ、社内にて閲覧していただくことは可能です。なお、これら法律意見書は、社内検討用資料として作成されたものであり、一般に開示することを目的とした資料ではございませんので、写しの交付は差し控えざるを得ない点をご了承下さい。

ご質問

4 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

(3) (前略)これに対して、貴社がなぜ東京労働局から業務停止命令及び業務改善命令が出された日を起点とするのか、その根拠を教えてください。また、3月11日から本年5月21日までの株価の終値の平均は13,837円ではありますが、それを織り込まない理由をご説明頂きたいと存じます。

(ご回答)

当社の子会社である株式会社グッドウィルは、平成20年1月11日付けで、東京労働局より、「グッドウィル全事業所に対し、労働者派遣事業停止命令2ヶ月 違反が認められた89事業所(737事業所のうち)に対し、労働者派遣事業停止命令4ヶ月」及び「労働者派遣事業改善命令」という内容の不利益処分を受けましたが、これにより、当社の企業価値は大きく毀損しました。当社は、平成19年12月25日、業務改善命令等の不利益処分がなされることを前提に、平成20年6月期通期連結業績予想及び配当予想の修正を行っておりますが、その内容は以下のとおりです。

連結売上高は、前回の業績予想と比べて800億円減少する見込みである。

連結経常利益は、前回の業績予想と比べて170億円減少する見込みである。

連結当期純利益は、前回の業績予想と比べて120億円減少する見込みである。

配当予想は、前回の年間配当予想1,000円から0円に修正する。

このとおり、当社の株主価値は、業務停止命令等の不利益処分の前と後で大きく変化してしまったわけですが、不利益処分による株主価値の低下は、ストップ安という制度のために、平成19年12月25日から平成20年1月11日までの10営業日(うち4日間はストップ安)をかけて株価に織り込まれたと考えられます。

そこで、当社は、当社企業価値の低下が株価に完全に反映され、かつ、業務改善命令等の不利処分がなされることにより、当社企業価値が大きく毀損することが確定した、平成 20 年 1 月 11 日を始期として、同年 3 月 10 日までの 2 ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を、発行価額を決定する基準として採用しました。

なお、当社は、平成 20 年 3 月 11 日に開催された当社取締役会において A 種優先株式の募集に関する決議を行った際に当初取得価格を決定したわけですが、その時点において未確定である平成 20 年 3 月 11 日から同年 5 月 21 日における当社株価を発行価額の算定にあたって織り込むことは、合理性がない上、日本証券業協会が定めるルールにおいても、その必要性が無いとされています。また、ご指摘の平成 20 年 3 月 11 日から 5 月 21 日における当社株価は、本件財務リストラクチャリングの実行を織り込んで形成されていると考えられるので、その意味でも、これを発行価額算定に盛り込むことは、適当でないと考えられます。

ご質問
4 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について (4) (前略) 月次 10 億円の増加が賄えず、貴社が期限の利益を喪失する可能性がどの程度あるのか、過去 6 ヶ月の資金繰り表及び今後 6 ヶ月の予算による資金繰り表等を用いて具体的かつ定量的にご説明を頂ければと存じます。また、前述のように貴社においては、平成 20 年 3 月末時点で 271 億円もの現預金があり、これを返済に当てることで、毎月 10 億円の返済額上昇に関しては十分に対応可能であると考えられます。これを活用することによる返済金増加への対応が困難な理由があれば具体的かつ詳細にご説明頂きたく存じます。

(ご回答)

当社グループ連結の平成 20 年 3 月末時点における現預金残高である約 271 億円(暫定値)は、当社グループ連結の月平均売上高 555 億円(平成 19 年 12 月期)の 0.5 倍であります。当社グループ連結における売掛回転日数は 45.6 日、未払債務回転日数は 33.7 日(平成 19 年 12 月期)となっており、通常の運転資金として、少なくとも 215 億円が必要な計算となります。当社子会社である株式会社グッドウィルにおいて日払のシステムを運用していること、突発的な経費支払の可能性、及び新規設備投資等(CAPEX)を考えた場合、271 億円という現在の現預金残高水準は、決して十分なものではありません。

したがって、月 10 億円の元本返済額の増加は、当社資金繰りに極めて重大な影響を及ぼします。

なお、同じく人材サービス事業を営んでおられます貴社の直近の財務諸表によると、平成 20 年 3 月期における第 3 四半期月平均売上高 46 億円に対して、期末現預金残高が 69 億となって

おり、現預金残高は月商の約 1.5 倍となります。現預金残高は貴社 69 億円に対し、当社 271 億円となっておりますが、売上規模が異なるため、相対的には、当社は現預金残高が少ないと考えております。

ご質問

- 5 第三者割当による A 種優先株式の募集決議の公正性等に対する回答について
(前略) 貴社は事実関係の有無を、折口雅博氏または Promontoria に対して確認されましたでしょうか。ご説明頂きたく存じます。

(ご回答)

当社は、折口雅博氏に対して、Promontoria との間の合意の有無及び内容について照会を行ったところ、折口雅博氏に認められた先買権は、一定の場合に限り、Promontoria が保有する当社株式を、先買権行使時における市場価格よりもさらに一定程度高い価格で折口雅博氏が買い取ることができるという権利にすぎず、決して、折口雅博氏に特段有利な地位・権利が認められたものではない、という回答を得ました。

以 上